二、一年後（大正二年） 一、三二六人
三、二年後（三年） 二、〇〇〇人
四、三年後（四年） 七、五〇〇人
五、四年後（五年） 一六、〇〇〇人
六、五年後（六年） 一八、〇〇〇人
七、七年後（八年） 二〇、〇〇〇人
八、現在（大八） 二一、〇〇〇人

斯ノ如ク會ノ膨脹ニ伴ヒ内地ハ勿論遠ク滿州地方ニモ支部分會ヲ置クニ至リ其數百十二（大正九年十一月）ノ多キニ達シ本部ノミニテ事務ヲ統轄スルハ錯雑ノ弊ヲ生ズルナカラザリシヲ以テ大正七年六月一日ヨリ組織ヲ改メ関東、横濱、関西ニ各出張所ヲ置キ在接支部分會ヲ指導或ハ援護セシメ関東地方ハ静岡、新潟、長野ノ各縣以東（神奈川縣ヲ除ク）及北海道、樺太ヲ、横濱地方ハ神奈川縣下ニ於ケル各支部及[illegible]部ヲ、関西地方ハ愛知、岐阜、富山、石川、以西九州及満鮮地方ヲ管轄シ本部ハ唯雑誌出版ニ関スル事務ノミヲ掌理スルコトトセリ

更ニ大正八年一月横濱出張所並ニ本部ヲ閉鎖シ全部ノ事務ハ関東出張所ニ移シタルヲ以テ新ニ神戸出張所ヲ創設シ支部各出張所管下ニ於ケル支部二個以上ヲ以テ聯合會ヲ組織シ相互ノ連絡ト便宜ヲ計リ行動ノ多クハ此聯合會ノ決議ヲ以テスルコトトセリ

六、事業ノ大要 本會ハ規約第八条ニ依レハ本会ハ本部及支部ニ於テ左ノ事業部ヲ設置シ之ヲ遂行ストアリ 一、法律顧問部 二、医療部 三、作業部 四、世話會部 五、[illegible]部 六、出版部 七、娯楽部 八、講演部（教育部） 九、図書部 十、共済部 十一、消費組合部ヲ挙ゲタルモ大正六年六月ニ至リ

一、出版部 創設以来機関雑誌友愛新報ヲ發刊シ續テ友愛會トハ何ゾヤト題スル小冊子ヲ各工場地ノ労働者ニ配布シテ入會ヲ勧誘シ後、

友愛新報ヲ労働及産業ト改題シ更ニ労働婦人ヲ創刊毎月一回発行スルコトトシ労働問題ニ関スル名士ノ論説研究労働及産業ノ消息会務ノ報告等ヲ掲載シテ會員相互ノ連絡ト智識ノ開發トヲ期セリ

二、法律顧問部 毎月一回會長面会日ヲ定メ会員ヨリ法律上ノ質問ニ應シ並ニ福田所ハ辯護士福田玉之助ヲ嘱托トシテ事ニ当ラシメ担当セシメ又評議員松尾徳二郎義務的ニ援助スル処アリシガ大正七年一月会報ノ拡張ト共ニ辯護士福島一郎、布施辰治、平山六之助、沢均治等ヲ嘱托スルニ至レリ

三、医療ノ部 三井慈善病院、済生會、及救世軍救療部等ト交渉シ會員及其家族等ニ疾病アル時ハ無料又ハ実費ニテ診療セシムル方法ヲ講ゼリ

四、講演部（教育部） 本部ハ毎月一回支部ニ於テハ二ケ月ニ一回宛講演會ヲ開キ且ツ時々琵琶講談等ノ余興ヲ加ヘ其大要ハ機関雑誌ニ掲載スルコトトセル事ニ過ギザリシガ會員ノ増加ニ伴ヒ大正七年一月二十五日更ニ事業ヲ拡張シテ左ノ事項ヲ開始セリ

一、身上相談部 會員及其家族ニシテ會員タラント申込ミタル者ノ民刑事及非常事件其他職業上ニ於ケル相談ヲ受ケタル場合顧問及特殊ノ智識ヲ有スル者ノ意見ヲ聴取シ之ヲ教授指導スルモノトス

二、技術相談部 會員ノ技術上ニ関スル質問ニ対シ技術家ノ意見ヲ呈シ之ニ應スルモノトス

三、工場管理 會員ニシテ工場ヲ經営セントスルモノニ対シ資金及ビ機工監督方法等相談ニ應スルモノトス

四、労働協議 従来労働争議ノ調停ニ干シテハ一定ノ担当者ナク随時本部員ニ於テ処理シ来リシガ今回更ニ主事松岡駒吉氏ヲシテ事ヲ之ニ当ラシムルコトトセリ

五、職業紹介 工場主ヨリ職工需要ノ申出アリタル時ハ其種別ニ従ヒ適任